

内部統制制度の参考資料

- ・ 地方公共団体を取り巻く環境の変化と課題
- ・ 地方公共団体において生じる可能性のあるリスク（例）
- ・ 地方公共団体における内部統制制度導入の必要性
- ・ 内部統制の概要
- ・ 地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合のイメージ
- ・ 地方公共団体における組織体制の整備の例（イメージ）

<出典>

地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 報告書（H21.3）

地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会 報告書（H26.2）

地方公共団体における内部統制の取組状況等について（総務省自治行政局行政課）

○ 地方公共団体を取り巻く環境の変化と課題

不祥事件の続発（不適正経理、事務処理ミス、法令違反等）

- ✓ 地方公共団体の組織マネジメントは機能しているのか。
- ✓ リスク対応が不十分ではないか。
- ✓ モニタリング機能が働いていないのではないか。

① 地方分権改革の進展

- 国の権限、財源を地方公共団体に移譲しても本当に大丈夫なのか？

② 人口減少、景気低迷、巨額の債務など厳しい社会経済情勢を背景に行政改革が必要

- 公務員給与カット等行政内部の見直しに加え、住民サービスの見直しまで行わざるを得ないが、住民の理解と協力が得られるのか？

③ 財政健全化法の施行を踏まえ、財務報告の信頼性も重要

- 虚偽の財務報告によって、ある日突然住民サービスが低下することに！

■ 現在、地方公共団体にとって必要なものは住民からの信頼

■ 信頼がなければ地方分権も行政改革も何も進まない

- 職員の不正な業務執行の防止
- 住民に直接影響のあるミスをなくす
- 適正な財務書類の作成と分かりやすい公表

これからの組織マネジメントの新たな視点

- 組織的に、リスクと真正面から向き合い、リスクが発生する前に必要な対策を講じること
- 組織マネジメントに関する基本方針の明確化とPDCAサイクルの実現
- 首長をはじめとした職員の組織マネジメントに対する意識を改革

地方公共団体において生じる可能性のあるリスク（例）

【財務会計行為に関するリスク】

- ① 不適正な財産の取得・管理・処分が行われるリスク
(例)
 - ・備品等を必要な手続を経ずに持ち帰る。
 - ・不十分な検収により、仕様を満たさない物品の納入を受け入れる。
 - ・危険が生じている公共施設の供用を継続し、事故が生じる。
- ② 不適正な現金の出納・保管が行われるリスク
(例)
 - ・保管する現金を横領する。
 - ・現金を亡失する。
- ③ 不適正な収入・支出が行われるリスク
(例)
 - ・不適切な内容の契約を締結する。
 - ・計算誤りにより徴収額の誤りが生じる。
 - ・不正請求を見過ごし、誤った給付をする。
- ④ 不適正な決算が行われるリスク
(例)
 - ・財務会計システムへのデータ入力を誤る。
 - ・収入金の処理を忘れる。

【情報管理に関するリスク】

- ⑤ 不適正な情報管理が行われるリスク
(例)
 - ・内部機密情報を部外者に漏えいする。
 - ・個人情報に格納された電子記憶媒体を紛失する。
 - ・本人確認不十分により個人情報の記載された証明書を別人に交付する。
 - ・コンピュータウイルスに感染する。

【①～⑤以外の事務に関するリスク】

- ⑥ 不適正な事務（上記①～⑤を除く。）が行われるリスク
(例)
 - ・事務遂行上必要な決裁を経ずに事務を進める。
 - ・法令等の理解不足により、申請行為に対して誤った許可処分を行う。
 - ・公文書を誤廃棄する。
- ⑦ 処理すべき事務（上記①～⑤を除く。）を行わないリスク
(例)
 - ・申請に対する審査を放置する。
 - ・引継ぎが不十分等で行うべき調査が長期間行われなかった。

【その他のリスク】

- ⑧ 職務環境の適正さが損なわれるリスク
(例)
 - ・職員がパワハラ・セクハラを行う。
- ⑨ 職員が公務外で法令に違反する行為をするリスク
(例)
 - ・職員が公務外で飲酒運転をして検挙される。
- ⑩ 外部からの攻撃等を受けるリスク
(例)
 - ・システムが不正アクセスを受ける。
 - ・庁舎の損壊を受ける等

【地方公共団体における内部統制】

首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

I 地方公共団体における内部統制制度導入の必要性

1 人口減少社会の進行に伴い高まる地方公共団体の役割

人口減少社会において地方公共団体は、その事務の処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向にある以上、何も対策を打たない状況が続くことについては強い危機感を持つべきである。

2 拡大する傾向にある地方公共団体における事務処理リスク

3 企業における内部統制の取組みの進展

会社法等による内部統制制度導入以降、その取組みが一定の定着や進化が見られる企業と比較すると、地方公共団体における内部統制の取組みは十分とは言えない状況である。

4 取組みが十分でない地方公共団体における内部統制の現状



地方公共団体における内部統制の取組みを推進するため、

地方公共団体における内部統制制度の充実が必要

内部統制の概要

民間部門において、**会社法**では、大会社に対し、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する基本方針の決定を義務付けている。また、**金融商品取引法**では、上場企業等に対し、経営者による財務報告に係る内部統制の評価と公認会計士等による監査を義務付けている。

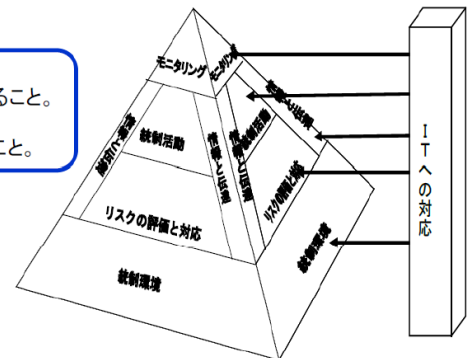
◎定義

※定義及び整備・運用の具体的な内容の記述については、企業会計審議会『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)』(平成19年2月15日公表)を参考とした。

内部統制とは、基本的に、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守並びに④資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、**業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス**をいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)及び⑥IT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成。

◎整備・運用の具体的内容

- **業務の有効性及び効率性**…事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること。
- **財務報告の信頼性**…財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。
- **法令等の遵守**…事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。
- **資産の保全**…資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。



① **統制環境**
○組織体制の整備・基本方針策定

④ **モニタリング**
○日常的モニタリング
○独立的评价

② **リスクの評価と対応**
○リスクの洗い出し
○リスクの分析・評価・特定

③ **統制活動**
○リスクへの対処方針策定
○業務プロセスの見直し

- **情報と伝達** 内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境を作ること。
- **ITへの対応** すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続を定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。

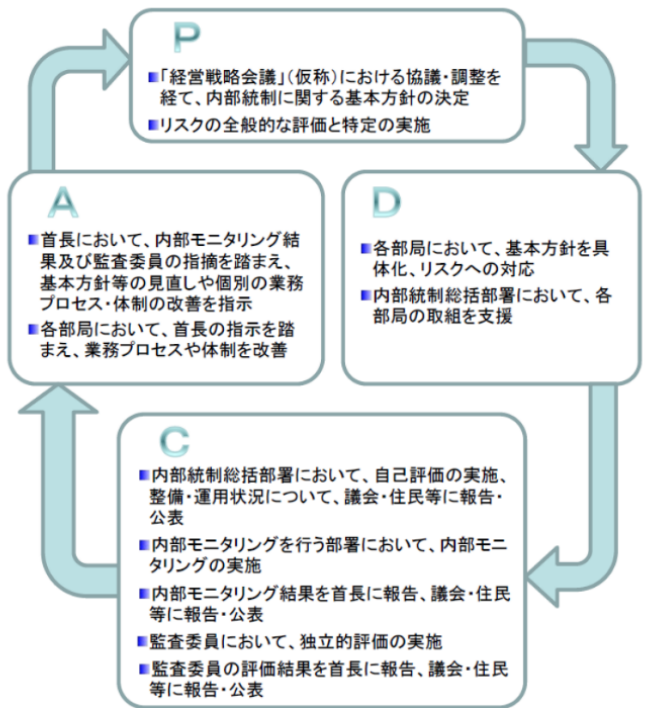
○ 地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合のイメージ

組織体制の整備、基本方針の策定

実施内容の例（イメージ）

項目	実施内容
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首長及び各部局長をメンバーとする「経営戦略会議」（仮称）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制に関する基本方針の協議・調整 ・ リスクの全般的な特定と評価の実施 ・ 年1回以上のフォローアップの実施 ○ 内部統制の整備・運用を総括する部署の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局の取組を支援 ・ 年1回以上、整備・運用状況について、議会・住民等に報告・公表 ○ 内部モニタリングを行う部署の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上、内部モニタリングの実施 ・ モニタリング結果を首長に報告、議会・住民等に報告・公表
首長の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の実施に関する最終責任者 ・ その他職員に対し、基本方針の遵守を指示
各部局の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針を具体化 ・ リスクへの対応
所属単位の管理職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の遵守 ・ 上司として日々の業務に関するチェック（日常的モニタリング）の強化
職員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の遵守 ・ 同僚として日々の業務に関するチェック（日常的モニタリング）の強化
監査委員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立的評価の実施 ・ 評価結果を首長に報告、議会・住民等に報告・公表
会計管理者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務に関する内部モニタリングの実施 ・ 必要に応じ、会計事務に関する規則の見直し

◆ 内部統制の整備・運用において特に重要なことは、組織マネジメントにPDCAサイクルを導入すること。



< 地方公共団体における組織体制の整備の例（イメージ） >

